

公 告

口腔ケアの名称使用について

口腔ケアの商標登録は、他の学会同様に日本口腔ケア学会と関係の無い個人又は団体が当学会に対する害意をもって図書や雑誌の出版すること等を予防し阻止することを目的とするもので、学会員以外の方が論文等で口腔ケアという用語の使用することを妨げるものではありません。

病院等においても診療科として「口腔ケア」の名称を使用されることは、当該商標権の侵害行為には該当しないことを公告致します。